

家族法制部会第37回会議・議事速報

2024年1月30日、法制審議会・家族法制部会の第37回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

今回の会議では、前々回及び前回の会議における議論を踏まえて作成された「家族法制の見直しに関する要綱案（修正案）」（部会資料37-1）が示され、要綱案の取りまとめに向けた議論がされた。また、前回会議において委員から提案のあった附帯決議について、事務局から「附帯決議（案）」（参考資料37-2）が示され、意見交換がされた。この意見交換の際には、例えば、要綱案（修正案）第1の1(1)の「子の人格を尊重する」には、子の意見が適切な形で尊重されるべきとの考え方が含まれていると解釈されるべきであるとの指摘や、法案が成立した場合にはこの部会の議論を十分に踏まえた周知に努めるべきである等の指摘がされた。

その後、部会長を除く委員のうち22名が今回の会議に出席していることが確認された上で、要綱案及び附帯決議について、順次、採決の手续が取られた。

要綱案については、1名の委員から棄権の申出があり、部会長及び棄権者を除く出席委員21名による採決がされた。そして、このうちの3名の委員から反対意見が表明されたものの、委員の賛成多数により、部会資料37-1をもって「家族法制の見直しに関する要綱案」とすることが決定された。

また、附帯決議については、部会長を除く出席委員22名による採決が行われ、このうち2名の委員から反対意見が表明されたものの、委員の賛成多数により、参考資料37-2のとおり附帯決議をすることが決定された。

最後に、部会長から今回の会議をもって家族法制部会の調査審議を終えることが宣言された。

取りまとめられた要綱案及び附帯決議については、法制審議会総会において報告され、審議がされる予定である。

※ 本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。